

9. 有料老人ホーム、特定民間施設の整備に対する融資等

ア 有料老人ホームの整備に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構による有料老人ホームに対する融資のうち、一般有料老人ホームに係る融資は平成16年度をもって廃止されることとなるので、ご留意願いたい。

平成17年度有料老人ホームに対する融資制度（案）

		対 象 法 人	融資率	条件その他	(参考) 利率 H17.2.1 現在
独立行政法人福祉医療機構	一般有料老人ホーム	廃止	—	—	—
	特定有料老人ホーム	○社会福祉法人 (既に特別養護老人ホーム等を運営している法人)	70%以内	償還期間 20年以内 (設備備品15年以内) 据置期間 2年以内 施設規模 定員50名未満	2.10%
投日資本銀行策		○営利法人(※介護型の施設及び健康型の施設を除く)	30%以内	償還期間 20年以内 据置期間 3年以内	個別の事業内容、リスク等を勘案して決定

イ 特定民間施設の整備に対する融資等について

これまで「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律」(平成元年法律第64号。以下「法」という。)第2条に規定する特定民間施設(以下「特定民間施設」という。)については、法第4条による厚生労働大臣の認定を受けた計画に基づき整備される場合に、税制の特例や財政投融資による支援措置を講じてきたところであるが、税制改革や財政投融資における対象分野の重点化等の観点から、平成17年度より税制の特例措置及び日本政策投資銀行による融資については廃止されることとなるので、ご留意願いたい。

なお、本法については、今般の改正において所要の見直しをし、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」として今通常国会に改正法案を提出しているところである。

平成17年度特定民間施設に対する融資制度（案）

	対 象 法 人	融 資 率	条 件 其 他	(参考) 利率 H17.2.1 現在
独立 行政 法人 福祉 医療 機構	○社会福祉法人 ○民法第34条法人 ○営利法人（※有料老人ホームについて介護型の施設に限る）	疾病予防運動施設 80%以内 その他の3施設 90%以内	償還期間 20年以内 （設備備品 5年以内） 据置期間 2年以内 （設備備品 6か月以内）	2.10%
投日 資本 銀政 行策	廃止	—	—	—

※1 介護型：入居時から寝たきり等要介護状態にある老人を、開設時より入居定員の20%以上受け入れることを予定し、かつ介護室の定員が25%以上の施設。

健康型：介護が必要になった場合には、契約を解除し退居しなければならない施設。

10. 苦情・事件事例活用研修事業

本事業は「介護サービス適正実施指導事業」において、介護サービス事業者の管理者等を対象として、苦情や事故の背景となる要因を解明し、サービスの質の向上を図るための組織的な対応手法について、事例を活用した研修を都道府県が実施する場合に補助してきたところであるが、平成17年度からは「介護予防・地域支え合い事業」のメニュー事業として実施することとしているので、ご留意願いたい。

なお、実施要綱については、従前の内容とし改めて通知する予定である。

1 1. 介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援等について

（1）介護支援専門員実務研修事業及び介護支援専門員現任研修事業

介護支援専門員の資質向上については、非常に重要であり、各都道府県における介護支援専門員の適切な養成（実務研修の実施）及び現に介護支援専門員として活動している者に対する十分な研修機会を確保（現任研修の実施）することが求められる。

ケアマネジメントの現状については、平成16年11月の「介護支援専門員の生涯研修体系のあり方に関する研究委員会」の中間報告書において、

- ① 基本プロセスが不十分
- ② ケアカンファレンスが不十分
- ③ 主治医をはじめとした多職種連携が不十分
- ④ 継続的なケアマネジメントが実施されていない
- ⑤ 公正・中立性の観点から改善が必要

との指摘がされているところであり、これを踏まえ、適切な研修内容とするよう配慮されたい。

なお、同委員会においては、介護支援専門員の生涯研修のあり方について、引き続き検討を行うこととしており、この中で、更新研修や現任研修等の具体的な内容についても検討することとしている。

（2）第8回介護支援専門員実務研修受講試験

第8回実務研修受講試験については、本年の10月23日（日）を予定しているので、各都道府県においては、会場確保等の所要の準備を進められるとともに、本試験の実施にあたっては、「介護支援専門員養成研修事業の実施について」（平成11年4月2日付老発第16号厚生省老人保健福祉局長通知）の別添2「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」に基づき、適切な実施に遺漏なきを期されたい。

特に、受験者の受験資格の確認にあたっては、本来実務経験を満たしているにもか

かわらず、書類の形式的な不備により受験することができなかつたり、本来受験資格を満たさない者が受験し、そのまま介護支援専門員として従事することのないよう、適切な確認をお願いしたい。

また、昨年、合否の判定の際に事務処理上の不手際により合格者が不合格とされていた事例が発生していることから、各都道府県におかれては、改めて試験事務の実施体制の整備等について万全を期されたい。

なお、最近居宅介護支援事業者や介護サービス事業者の指定取消にあわせ、各都道府県から架空の居宅サービス計画の作成等による介護支援専門員の登録消除の事例が報告されているが、介護保険制度の適正な運営の観点から、今後ともそのような事例に対しては厳正に対処願いたい。なお、その際、速やかに老健局振興課人材研修係に連絡願いたい。

(3) ケアマネジメントリーダー活動等支援事業

介護支援専門員が活動を行うに当たっては、サービス利用者の自立支援に向けた介護サービス計画を適切に作成していくことが非常に重要であるが、その際には利用者の視点に立ったサービスを、課題分析、計画作成、サービス担当者会議の開催、モニタリングという各段階で適切に実施することをおして提供していくことが求められる。

その際には、訪問介護等のサービス提供事業者との十分な連携（多職種協働）、自立支援に向けた介護サービス計画の内容の精査や、場合によっては介護保険制度以外のサービスの調整等の状況も発生してくることになる。

そのため、介護支援専門員の地域における支援体制の強化を図り、地域の実状に応じたケア体制の構築支援等により、介護支援専門員の業務負担を軽減し、併せてケアマネジメントの質の向上を図る観点から、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業」を実施しているところである。

ケアマネジメントリーダー活動等支援事業については、前述の中間報告書においても、「実施状況をみると事業実施市町村は増加しているものの、十分活用されている

とは言い難く、また、都道府県別にみても実施市町村数に大きな格差がある」との指摘を受けている。ついては、都道府県においては広域的な観点から、管内市町村に対し本事業の趣旨を十分に伝達し、介護支援専門員に対する支援体制の整備が進むよう特段の配慮を願いたい。

また、本事業については、地域包括支援センターの機能として統合・充実していくことを考えており、その際には、当分の間、ケアマネジメントリーダーが引き続き地域包括支援センターにおいて中核的な役割を果たすことも想定される場所である。都道府県及び市町村におかれては、本事業の実施にあたっては、このようなことを踏まえ、必要となる人材の養成、実施する事業の内容充実についても検討されたい。

なお、「都道府県ケアマネジメントリーダー活動等支援事業」のうち、「ケアマネジメントリーダー活動等促進支援事業」、「都道府県ケアマネジメントリーダー養成研修事業」及び「ケアマネジメントリーダー相談窓口設置事業」については、これまで必須事業としてきたところであるが、平成17年度においては、必須要件を外すよう見直すこととしているので、各都道府県におかれては、それぞれの地域の実情に応じて、積極的に本事業を活用されたい。

おって、実施要綱の改正については、平成17年度予算成立後速やかに通知する予定である。

12. 「運営基準等に係るQ & Aについて」の再確認のお願い

従来より、運営基準等に係る質問のうち、都道府県から照会の多いものについては、必要に応じて、Q & Aを作成し、市町村、事業者等への周知をお願いしているところであります。しかしながら、最近、これらのQ & Aと同内容の照会が散見されており、これらのQ & Aに係る内容について、事業者への周知不足から、事業者と利用者との間で問題が生じた事例もあるとの報告もあります。このため、以下の事務連絡等を再度ご確認くださいよう、お願いいたします。

- ・ 運営基準等に係るQ & Aについて（平成13年3月28日事務連絡）
- ・ 運営基準等に係るQ & Aについて（平成14年3月28日事務連絡）

※ 当事務連絡はWAM-NET（ワムネット）にも掲載しておりますので、ご活用ください。

13. 高齢者の生きがいと健康づくり

(1) 事業の重要性

高齢者の生きがいと健康づくり事業は、高齢期における健康で生きがいのある生活を維持するための社会参加や健康づくり等の各種活動を振興する上で、重要な役割を担ってきたところである。

今般、介護保険制度改革において、要支援・要介護状態に陥るおそれがある者等を含んだ一貫性・連続性のある総合的介護予防システムを確立することとしている。このシステムにより生活機能が回復した後の生活機能を維持していくためには、日常生活の中で高齢者自身が能力を生かしつつ意欲や目標を持って継続的に生活機能の維持・向上のための活動に関わっていくことが必要である。地域において取り組まれている高齢者の社会参加、社会貢献、健康づくりなどの自助・共助の活動が、今後その受け皿として役割を発揮することが期待される。このようなことから、これらの自助・共助の活動は益々重要であり、今後ともその振興・活性化に積極的に取り組まれることが求められている。

(2) 「都道府県明るい長寿社会づくり推進機構」について

「明るい長寿社会づくり推進機構の実施事業に関する調査」((財)長寿社会開発センター調べ)によると、都道府県明るい長寿社会づくり推進機構が行っている高齢者教養講座等事業(いわゆる老人大学)の卒業生は、約160,000人(平成14年度までの累計)、高齢指導者(シニアリーダー)等の登録人数は、約23,000人となっている。社会参加等の活動が、生活機能の維持・向上のための活動の受け皿としても、それぞれの地域において積極的に取り組まれるよう、高齢指導者等を積極的に活用するなど、なお一層ご配慮願いたい。

(3) 老人クラブについて

老人クラブは、その活動指針である「老人クラブ21世紀プラン」に基づき、「健康、友愛、奉仕」の「全国三大運動」とともに、地域を豊かにする活動等をそれぞれ

れの地域において推進しており、このような自助・共助の活動は明るく活力ある超高齢社会を構築するうえで、大きな役割が期待されるものである。

ア 老人クラブ社会活動事業について

老人クラブ活動については、高齢者の生きがいと健康づくりを進めるとともに、地域におけるひとり暮らし高齢者等の心と生活の支援を図る観点からも、厚生労働省としても、引き続き支援していくこととしている。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、都道府県・指定都市・市老人クラブ連合会とも十分な連携を図り、老人クラブの活動に対して一層ご配慮願いたい。

イ 健康づくり事業について

元気な高齢者はもとより、介護予防により生活機能が改善した者やひとり暮らし高齢者等、生活が不活発になりやすく生活機能が低下する可能性の高い高齢者については、日常生活の中で高齢者自身が能力を生かしつつ意欲や目標を持って継続的に生活機能の維持・向上のための活動に関わっていくことが必要である。

「市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業」等高齢者自身が主体となる活動が、その受け皿となり、より効果的に実施できるようにするため、

- ① 生活機能が改善した者をはじめとした、ひとり暮らし高齢者や引きこもり高齢者など、会員以外の方々にも積極的に参加いただけるよう配慮すること。
- ② 事業を企画・実施する際には、有識者（医師、保健師等）の活用により、高齢者それぞれの身体能力を考慮した事業になるよう配慮すること。
- ③ 事業実施前後に体力測定等を行うなどにより、事業効果の確認に努めること。
- ④ より現場に近い市町村が老人クラブ連合会の自主性を尊重しつつ、地域の特性や地域住民のニーズ等を十分踏まえながら、事業終了後においても継続的な活動として普及されるよう配慮すること。

など、管内市町村に対し、指導及び助言に努められるようお願いしたい。

(4) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催について

高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与することを目的として開催している全国健康福祉祭を、平成17年度は福岡県において開催することとしている。

ア ふくおか大会に対する選手等の派遣

全国健康福祉祭の趣旨である高齢者の社会参加、健康づくり及び地域間、世代間の交流を積極的に推進するため、都道府県明るい長寿社会づくり推進機構等とも十分な連携を図りながら、各イベントにおける参加者の裾野を広げられるよう本大会に対する選手等の派遣等十分な参加体制が確立されるようご配慮願いたい。

なお、選手募集については、参考資料「第18回全国健康福祉祭ふくおか大会の概要」を参照されたい。

イ ふくおか大会における「長寿社会・私の主張」等の作品募集

全国健康福祉祭の一環として、「長寿社会・私の主張」、「長寿社会・小学生作文」及び「長寿社会・小学生の絵」の募集の協力依頼については、別途通知する予定であるが、管内関係機関への周知及びリーフレットの配布についてご協力いただくとともに、できる限り多くの作品が出品されるようご配慮願いたい。

ウ 地域における高齢者のスポーツ・文化活動等の推進

全国健康福祉祭の目的、理念を地域に浸透させ、健康増進、文化活動の推進を図る観点から、各地方自治体においても、地域の実情に応じた地方版ねんりんピックの開催など、引き続き、健康・生きがいづくりに対する積極的な取組についてご配慮願いたい。

エ 第18回全国健康福祉祭ふくおか大会（ねんりんピックふくおか2005）

- ・テーマ 長寿の話 ひろげて人の輪 アジアの和
- ・期 日 平成17年11月12日(土)～11月15日(火)
- ・会 場 北九州市、福岡市をはじめ14市町
- ・今後の開催予定
 - 第19回（平成18年度） 静岡県、静岡市
 - 第20回（平成19年度） 茨城県
 - 第21回（平成20年度） 鹿児島県
 - 第22回（平成21年度） 北海道、札幌市
 - 第23回（平成22年度） 石川県
 - 第24回（平成23年度） 熊本県
 - 第25回（平成24年度） 宮城県、仙台市

1 4 . 福祉有償運送等に係る運営協議会の設置等について

従来からご連絡しているところですが、各地域においてNPO等が自家用自動車による有償運送を行うためには、運営協議会の設立、協議が円滑に行われる必要があります。

そこで、運営協議会の設立等の円滑な実施に資するため、運営協議会設置状況（資料1）及び運営協議会の設置要領（資料2）について、国土交通省に取りまとめていただきましたので、ご参考に配布させていただきます。

今後とも、これらを参考にいただき、運営協議会の円滑な実施等に取り組んでいただけますようお願いいたします。

また、各都道府県において、運営協議会の件について、運輸支局等からの連絡先となる窓口を国土交通省あてご連絡いただけるよう「福祉有償運送等に係る運営協議会の設置等について」（平成16年3月24日事務連絡）においてお願いしたところですが、各都道府県から資料3のとおりご連絡いただきましたので、ご参考に配布させていただきます。

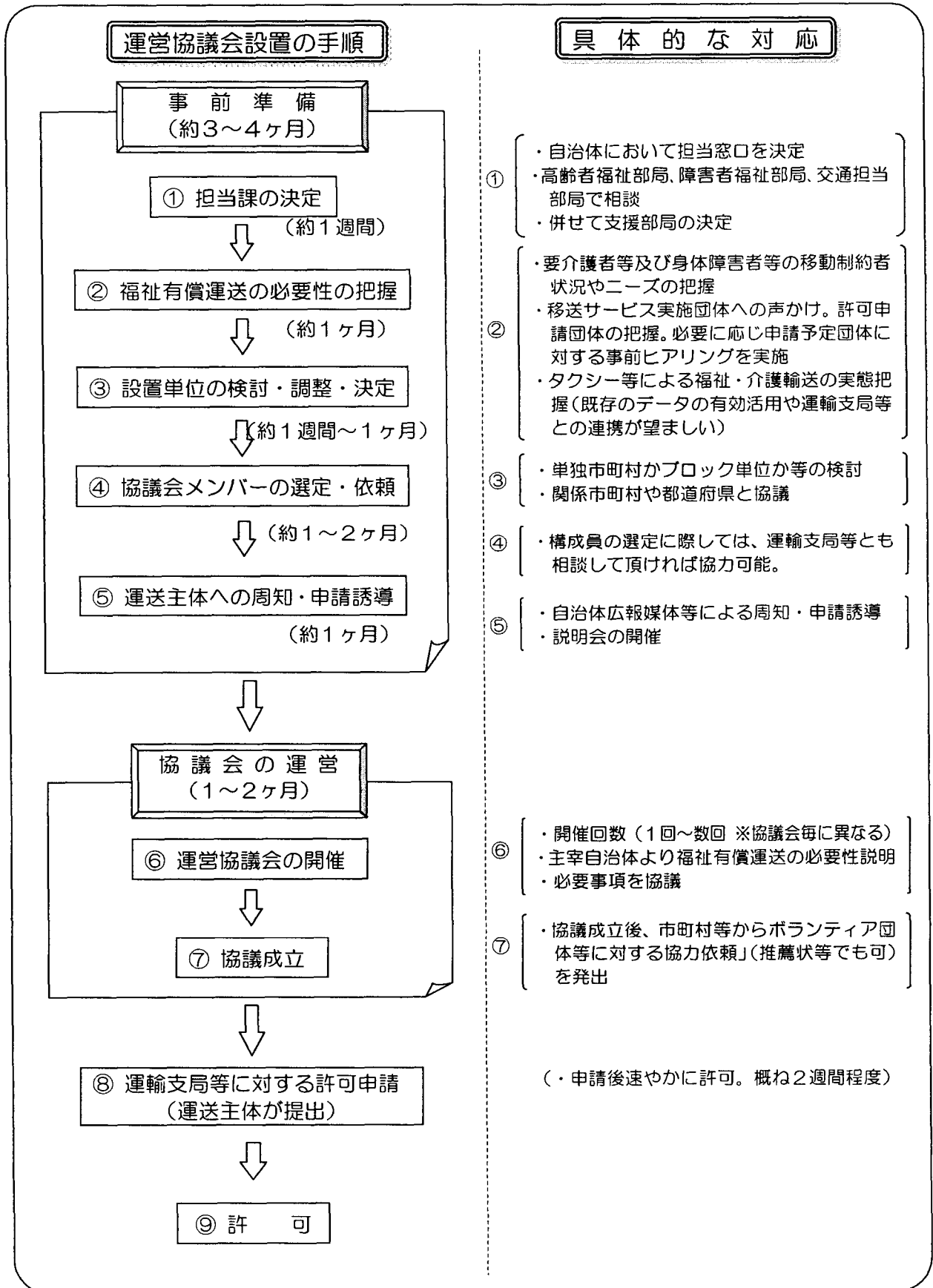
○各県等運営協議会設置状況

平成17年1月31日現在

都道府県	運営協議会設置済み	運営協議会設置予定・検討(相談あり含む)	備考
北海道	【福祉】枝幸郡歌登町(16.7.21) 【過疎】	江別市、枝幸郡中頓別町、雨竜郡秩父別町	
青森県			
岩手県	【福祉】 【過疎】	滝沢村、北上市、江刺市、藤沢町、川崎村、川井村、山形村 滝沢村、北上市、大東町、川崎村、田野畑村、川井村、 山形村、大野村、玉山村	
宮城県	【福祉】 【過疎】	鳴瀬町	
秋田県		上小阿仁村	
山形県			
福島県		本宮町	
茨城県	【過疎】常陸太田市(16.9.6)「旧里美村」		16.12.市町村合併
栃木県	【福祉】	栃木県	
群馬県	【福祉】 【過疎】	高崎市(16年度セダン特区) 勢多郡東村・勢多郡黒保根村	
埼玉県			
千葉県	【福祉】大網白里町(16.12.21)	東金市、佐倉市、柏市、沼南町、岬町、流山市、本埜村、 市川市	
東京都	【福祉】世田谷区(15年度特区)、練馬区(16.12.20)	品川区、中野区、杉並区、板橋区、足立区、葛飾区、 江戸川区、八王子市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、 小平市、日野市、多摩市、稲城市、あきるの市、瑞穂町	
神奈川県	【福祉】大和市(15年度特区)、横浜市(16.11.29) 【過疎】	川崎市、横須賀三浦鎌倉地区、湘南東部地区、 湘南西部地区、県央地区、県北部地区、足柄湘南地区 (準備会は実施済み)	神奈川県セダン特区認定 16.12.
山梨県			
新潟県	【福祉】 【過疎】	上越市(17.05.設置予定)	
富山県		富山市	
石川県	【福祉】 【過疎】		
長野県	【福祉】三水村(15年度特区)、小海町(15年度特区)、 中川村(16.3.29) 【過疎】中川村(16.3.29)、槽川村(17.1.20)	岡谷市、長野市、茅野市、上田市、飯田市、東御市、 御代田町、坂城町、木島平村、牟礼村	
福井県	【福祉】丸岡町(16.7.2) 【過疎】	武生市(16年度内開催を目指す)	
岐阜県	【福祉】 【過疎】飛騨市(15年度特区)「旧河合村・宮川村」	飛騨市(旧河合村・宮川村を16.02.合併、実施主体を変更)	
静岡県	【福祉】雄踏町(16.10.14)	富士市、伊豆市、富士宮市(相談のみ)	
愛知県	【福祉】 【過疎】豊根村(16.7.26)	岡崎市、半田市、愛知県(17.05.特区申請予定)	
三重県	【福祉】飯高町(15年度特区) 【過疎】	南勢志摩地区・紀南介護保険広域連合・津市・桑名市 旧上野市(過疎地)	
滋賀県			
京都府			
大阪府	【福祉】枚方市(15年度特区)	大阪府	
兵庫県	【福祉】宍粟郡山崎町(16.9.2)		
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	【過疎】倉吉市(16.7.22)		
島根県	【福祉】島根町(開催日16.12.15)		要綱施行 16.10.25
岡山県	【福祉】岡山県、岡山地区、倉敷地区、勝英地区、東備地区、 真庭地区、津山地区、(15年度特区) 【過疎】岡山市足守地区(16.7.14)		
広島県			
山口県			
徳島県	【過疎】上勝町(15年度特区)		
香川県			
愛媛県			
高知県	【福祉】高知市(16.11.16)、室戸市(17.1.25)		
福岡県	【福祉】小郡市(16.12.10)		
佐賀県			
長崎県	【福祉】 【過疎】		
熊本県	【福祉】菊池市(15年度特区)、玉名市(15年度特区)、 県他10市町村(15年度特区)		
大分県			
宮崎県			
鹿児島県			
沖縄県			

運営協議会の設置要領

—窓口決定から設置までの手順（モデルケース）—



○都道府県担当窓口一覧

都道府県	部	課・室	連絡先	備考	
北海道	【福祉】	保健福祉部	地域福祉課	(011) 231-4111 内線25616	
	【過疎】	企画振興部	交通企画室交通企画課	(011) 231-4111 内線23763	
青森県		企画政策部	新幹線・交通政策課	地域交通グループ	(017) 734-9152
岩手県		地域振興部	地域企画室	交通担当	(019) 629-5206
宮城県		企画部	総合交通対策課		(022) 211-2436
秋田県		建設交通部	建設交通政策課		(018) 860-1284
山形県		土木部	管理課 交通企画室		(023) 630-3081
福島県		生活環境部	県民環境総務領域	生活交通グループ	(024) 521-7158
茨城県	【福祉】	保健福祉部	厚生総務課		(029) 301-3129
	【過疎】	企画部	企画課	交通計画グループ	(029) 301-2536
栃木県	【福祉】	保健福祉部	高齢対策課		(028) 623-3037
	【過疎】	企画部	交通対策課		(028) 623-2184
群馬県	【福祉】	保健・福祉・食品局	介護保健課	介護サービスグループ	(027) 226-2584
	【過疎】	県土整備局	交通政策課	地域交通グループ	(027) 226-2382
埼玉県	【福祉】	健康福祉部	社会福祉課	地域福祉担当	(048) 830-3217・3222
	【過疎】	総合政策部	交通政策課		(048) 830-2237
千葉県		総合企画部	交通計画課	総合交通企画室	(043) 223-2063
東京都	【福祉】	福祉局 生活福祉部	地域福祉推進課		(03) 5320-4045
神奈川県	【福祉】	福祉部	地域福祉推進課	地域福祉班	(045) 210-4630
	【過疎】	県土整備部	都市計画課	交通企画班	(045) 210-6171
山梨県	【福祉】	福祉保健部	長寿社会課	介護サービス振興担当	(055) 223-1455
	【過疎】	企画部	障害福祉課	社会参加担当	(055) 223-1461
			リニア交通課	交通企画担当	(055) 223-1665
新潟県	【福祉】	福祉保健部	高齢者福祉保健課		(025) 285-5511
	【過疎】	総合政策部	交通政策課	地域交通班	(025) 285-5511
富山県		厚生部	高齢福祉課		(076) 444-3205
石川県	【福祉】	健康福祉部	長寿社会課	高齢者が主のもの	(076) 225-1417
	【過疎】	企画開発部	障害保健福祉課	障害者が主のもの	(076) 225-1426
			新幹線・交通政策課		(076) 225-1332
長野県		企画局	交通政策課	生活交通係	(026) 235-7015
福井県	【福祉】	福祉環境部	高齢福祉課	在宅サービスグループ	(0776) 20-0332
	【過疎】	県民生活部	総合交通課	地域交通グループ	(0776) 20-0291
岐阜県	【福祉】	健康環境部	福祉政策課		(058) 272-1111 (2589)
	【過疎】	地域振興部	総合交通室	バスグループ	(058) 272-1111 (2733)
静岡県		企画部	政策推進総室	交通政策室	(054) 221-3194
愛知県	【福祉】	健康福祉部	障害福祉課	在宅保健グループ	(052) 961-2111 (3213)
	【過疎】	企画振興部	地域振興課	山村・過疎・離島グループ	(052) 961-2111 (2326)
三重県		地域振興部	交通室		(059) 224-2805
滋賀県	【福祉】	健康福祉部	レイカディア推進課	副参事	(077) 528-3597
	【過疎】	土木交通部	交通政策課	主査	(077) 528-3681
京都府	【過疎】	企画環境部	交通対策課	企画主任	(075) 414-4360
大阪府	【福祉】	保険福祉部	高齢化対策課介護保険室	主事	(075) 414-4673
		健康福祉部	健康福祉総務課	企画グループ	(06) 6944-6687
兵庫県					調整中
奈良県		福祉部	福祉政策課	総務調整グループ	(0742) 22-1101 (内)2812
和歌山県		福祉部計画局	総合交通政策課	鉄道・調整班	(073) 441-2343
鳥取県	【過疎】	企画部	交通政策課		(0875) 26-7099
島根県		地域振興部	交通対策課	地域交通スタッフ	(0852) 22-6508
岡山県	【福祉】	保健福祉部	障害福祉課	主査	(086) 226-7343
	【過疎】	生活環境部	交通対策課	主査	(086) 226-7291
広島県	【福祉】	福祉保健部	福祉総室 身体障害者福祉室		(082) 513-3156
	【過疎】	地域振興部	長寿社会総室 介護保険指導室		(082) 513-3208
			交通対策室	生活交通グループ	(082) 513-2581
山口県					
徳島県	【過疎】	県土整備部	交通政策課	計画調整・陸上交通担当	(088) 621-2128
	【福祉】	保健福祉部		政策調整担当	(088) 621-2179
香川県		政策部	交通政策課		(087) 832-3132
愛媛県					調整中
高知県	【福祉】	健康福祉部	高齢者福祉課		(088) 823-9632
	【過疎】	企画振興部	障害福祉課		(088) 823-9634
			地域づくり支援課		(087) 832-3132
			交通政策課		(088) 823-9340
福岡県		企画振興部	交通振興課		(092) 643-3166
佐賀県			長寿社会課		(0952) 25-7374
長崎県	【福祉】	福祉保健部	長寿介護政策課・障害福祉課		
	【過疎】	地域振興部	交通政策課		(095) 822-2374
熊本県	【福祉】	健康福祉部	福祉のまちづくり課		(096) 383-1111 (7031)
	【過疎】	地域振興部	交通対策総室	都市圏・地域交通班	(096) 383-1111 (3555)
大分県		企画振興部	総合交通対策局		(097) 536-1111
宮崎県			総合交通課	陸上交通班 主任主事	(0985) 26-7038
鹿児島県					調整中
沖縄県		福祉保健部	長寿社会対策室	介護企画班	(098) 866-2214
		企画開発部	交通政策室	地域交通班	(098) 866-2045